

議 案 第 1 0 号

新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和34年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別職の職員が退職の日の翌日に同一の特別職の職員となった場合で、当該特別職の職員から申出があったときは、当該退職に係る退職手当は支給しない。

第3条第4項を次のように改める。

- 4 前条第2項の場合における当該特別職の職員の退職手当の額は、前3項の規定によりそれぞれの任期ごとに計算した額の合計額とし、在職期間については、引き続いて在職したものとみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

特別職の職員の退職手当について、引き続いて同一の特別職の職員となった場合に在職期間を通算して支給することができるよう必要な事項を定めるため、本案を提出する。